

武雄市制施行 20 周年記念冠事業取扱運用規定

(趣旨)

第 1 条 この規定は、団体が行う事業に武雄市制施行 20 周年を記念して実施する事業（以下「記念事業」という。）である旨を冠することに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第 2 条 令和 8 年 3 月 1 日に武雄市制施行 20 周年を迎え、記念事業を通じて改めて地域の魅力を再発見し、これまでこのまちを築いてきた先人の努力と想いに感謝するとともに、今を生きる私たちがその歩みを未来へしっかりとつなげていくことを再認識し、新しい一步を踏み出す機会とすることを目指す。この取り組みを市民団体とともに市内外へ発信するために冠を使用するものとする。

(対象事業)

第 3 条 冠を使用する対象の事業（以下「冠事業」という。）は、令和 8 年 3 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに実施される次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 学術、教育、文化、スポーツ等本市の行政方針と合致していること。
- (2) 原則として本市の区域内で開催されること。
- (3) 広く市民を対象としていること。
- (4) 政治的又は宗教的な目的を有していないこと。
- (5) 営利を主たる目的とせず、かつ特定の団体等の宣伝に利用されるおそれがないものであること。
- (6) 公益性が認められること。
- (7) 公序良俗に反しないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事業でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項に規定する要件を満たさない事業を冠事業の対象とすることができる。

(暴力団の排除)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、実施する者又は組織の構成員等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者とししない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(冠の種類)

第5条 冠の種類は、次のとおりとする。

- (1) 武雄市制施行20周年記念事業
- (2) 武雄市制施行20周年記念
- (3) 武雄市制施行20周年
- (4) 記念ロゴマーク（別表）
- (5) 前4号に掲げるもののほか、あらかじめ市長の承認を受けた名称

(使用料)

第6条 冠の使用料は、無料とする。

(承認の申請)

第7条 冠事業を実施しようとするもの（以下「申請者」という。）は、申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(承認の決定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合において、審査の上、適当又は適当でないと認めたときは使用承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により承認する場合において、必要な条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第9条 前条第1項の規定により承認を受けたもの（以下「冠事業実施者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された内容のみ使用し、市長の指示する使用条件に従うこと。
- (2) 冠を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提

出が困難と認められるものについては、その写真やデータをもって代えることができる。

(申請内容の変更等)

第10条 冠事業実施者は、当該承認に係る冠事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ市長にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

(事業報告)

第11条 冠事業実施者は、事業完了後30日以内に武雄市制施行20周年記念冠使用実績報告書(様式第3号)により、事業の報告をしなければならない。

(承認の取消し)

第12条 市長は、冠事業の承認を行った事業又はその申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、冠事業の承認を取り消すことができる。

- (1) 事業を中止したとき。
- (2) この要領に違反する、又は違反するおそれがあるとき。
- (3) 申請に虚偽があると認められたとき。
- (4) その他市長が不適当であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、冠を使用してはならない。

4 第1項の規定により承認を取り消された場合において、使用承認の取り消しに伴い発生する費用の一切は、承認を取り消された者が負担するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この内規は、令和7年10月1日から施行する。

(失効)

2 この内規は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの運用の規定に基づき既になされた申請に係る手続きに関しては、この規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第 5 条関係）

ロゴマーク	使用上の順守事項
	・色については、ロゴマークの浸透のため、指定の色を使用することを推奨